

教育に関する事務の管理及び執行の状況
の点検及び評価の結果報告書
(平成21年度実績)

平成22年12月

つくば市教育委員会

1 点検及び評価の概要

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成20年4月1日施行）の施行により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見を図りつつ点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会に提出するとともに、公表しなければならないとされました。

このため、つくば市教育委員会では、今年度においては、平成21年度に実施した各課の事業について、つくば市教育行政懇談会（以下「懇談会」という。）を設置し、学識経験者の知見を得て、点検及び評価を実施し「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の結果報告書（平成21年度実績）」としてまとめ議会に提出するとともに公表することとします。

【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 目的

教育委員会は、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当する行政機関として、全ての都道府県及び市町村に設置されている行政委員会です。その役割は、様々な属性を持った複数の委員の合議により、指揮監督し、中立的な意思決定を行うものとされています。

事務の点検及び評価は上記地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育委員会が教育に関する事務の管理及び執行状況を点検及び評価することにより、市民ニーズを踏まえ、地域の特性を活かしながら、その成果や課題を確認することで、今後の施策改善に反映させるとともに、具体的なそして効果的な教育行政の推進を図ることを目的とします。

3 学識経験者の知見の活用

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定による学識経験を有する者の知見の活用については、教育委員会事務局が点検及び評価(原課評価)の結果について、懇談会を今年度は3回実施し、3名の学識経験者に意見を聞きました。

・学識経験者

- 吉田 武男 (よしだ たけお)
筑波大学大学院 人間総合科学研究科 教授
- 垣花 京子 (かきはな きょうこ)
筑波学院大学 情報メディア科 教授
- 土田 清 (つちだ きよし)
つくば市スポーツ少年団代議員

・懇談会開催日時

第1回教育行政懇談会 全体会 平成22年6月24日（木）開催

各課（館）3事業，課内室2事業 計23選定事業について概要説明

第2回教育行政懇談会 平成22年8月26日（木）開催

各課の事業についてヒヤリングを行いながら外部評価実施

（教育総務課，文化財室，学務課，教育指導課）

第3回教育行政懇談会 平成22年10月8日（金）開催

各課の事業についてヒヤリングを行いながら外部評価実施

（教育施設課，健康教育課，スポーツ振興課，中央図書館）

4 選定事業及び評価結果について

本年の点検及び評価の対象事業は，平成21年度の事業とし，155の事業のうち選定した23の事業について評価を実施しました。事業の評価に当たっては，教育に関する点検及び評価シートを作成し，各課における原課評価を行い，その後，教育行政懇談会において，外部評価を実施し，各課において別紙のとおり改善報告をまとめましたので報告いたします。

総評としては，若干の事業の見直しは必要なものの，概ね良好に事務が行われているとの評価をいただくと同時に，教育に関する市民の関心は非常に高く，教育委員会の役割と透明性の確保がますます問われていることから，市民への説明責任を果たすことの重要性をご指摘いただきました。

教育委員会といたしましては，各事業の意義や目的等を常に意識しながら，事務事業の見直しを図りながら，鋭意その改善に取り組んでいきたいと考えています。